

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 9 月 9 日提出
【計算期間】	第18特定期間 (自 平成24年12月11日 至 平成25年 6 月10日)
【ファンド名】	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉松 文雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
【事務連絡者氏名】	井口 文雄
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 (5221) 6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

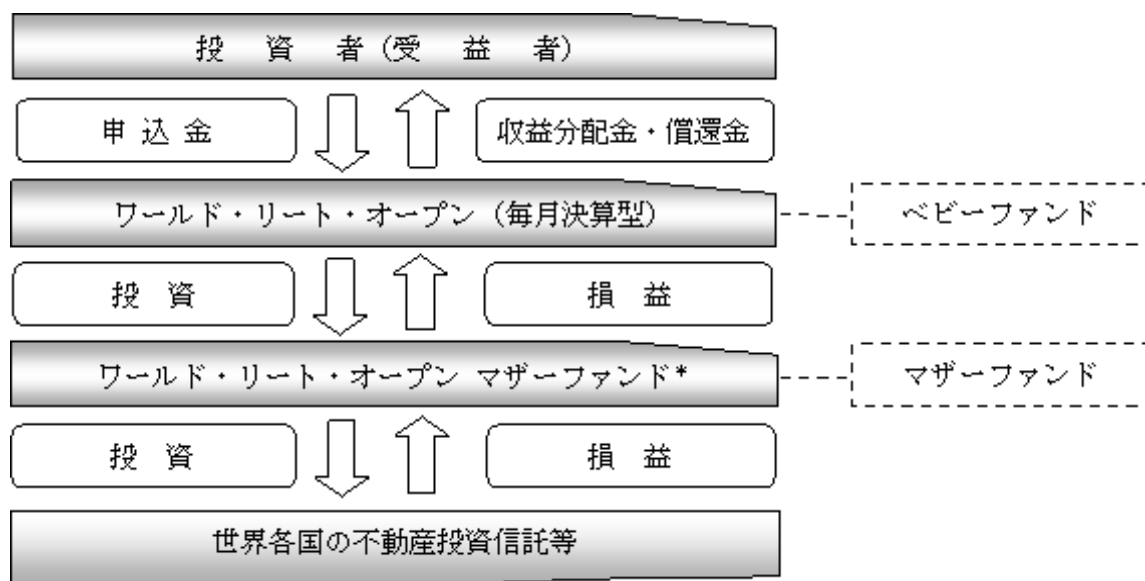
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 （リート）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	（日本含む）		
	年4回	日本	ファミリー	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	北米	ファンド	
	年12回（毎月）	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他	オセアニア		なし
その他資産		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
（投資信託証券）		アフリカ		
（不動産投信）		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ*の形態で行います。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

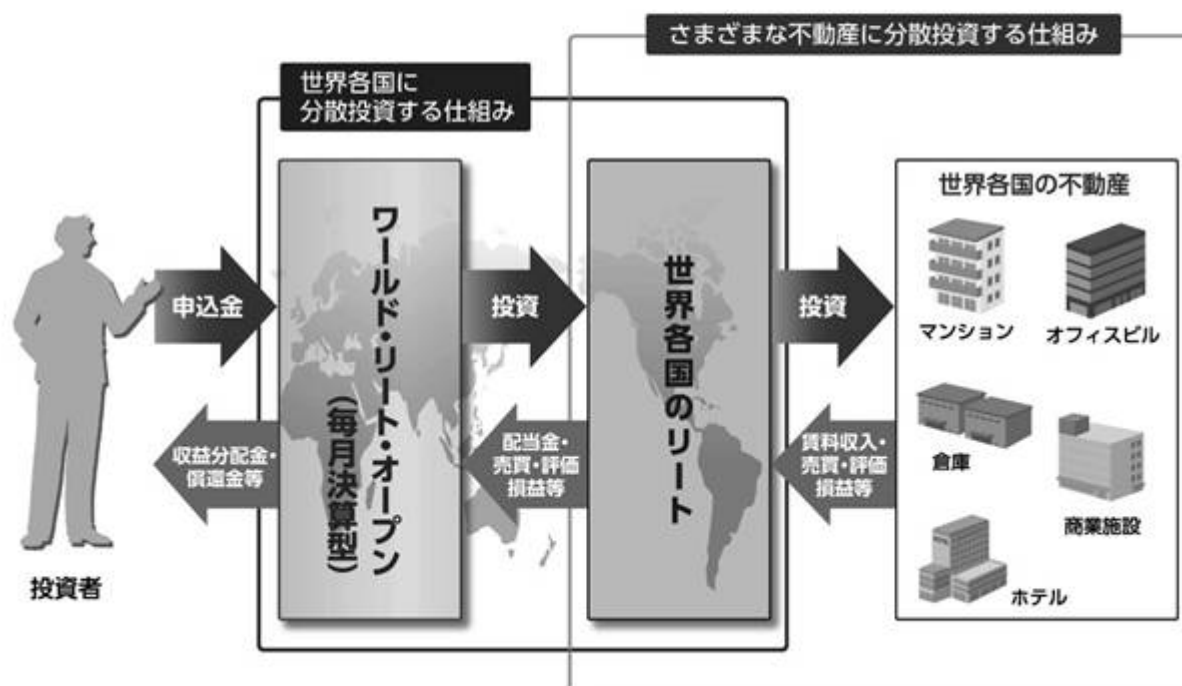
前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）より確認してください。

ファンドの特色

特色 1

世界各国の上場不動産投資信託（リート）に分散投資します。

- ◆ 世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。



* 当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を受益者が受け取ることで好利回りが期待されます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



専門家の不動産運営

不動産運用の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

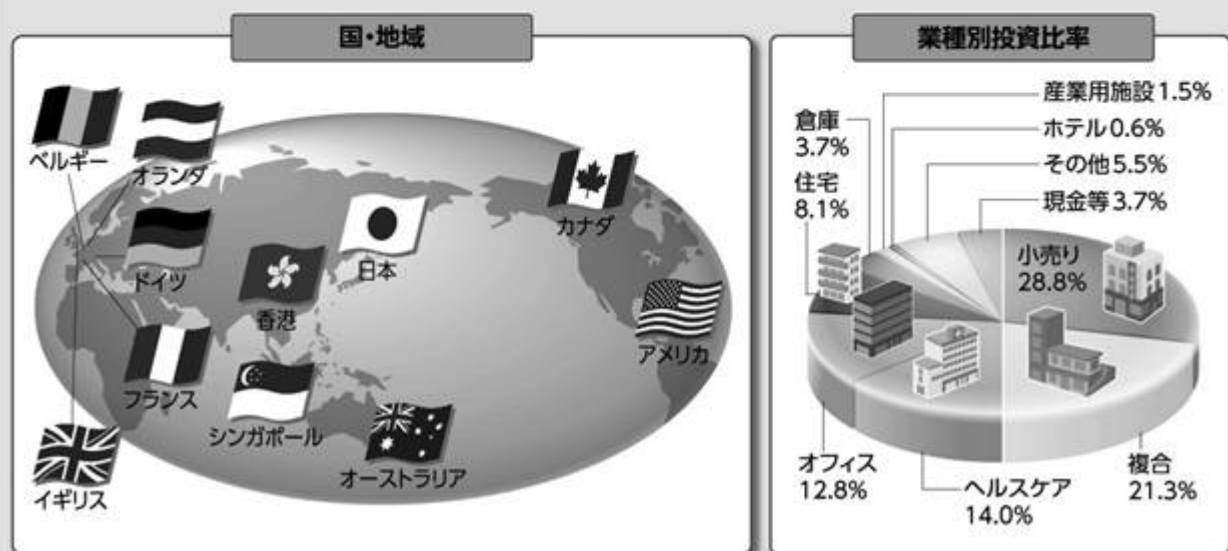
不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

現在の投資先（2013年6月28日現在）



※上記の投資先は、将来変更となる可能性があります。

特色2

MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

MSIMグループ(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ)とは・・・

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート(不動産関連株式等を含みます。)運用において大手の資産運用グループのひとつです。

◆当ファンドにおける運用体制は以下の通りです。

● MSIMグループのグローバル・リート運用体制



【MSIM(ロンドン)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(米国)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(シンガポール)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の運用指図に関する権限を委託します。

◆ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ(運用手法)の融合によって行います。

【トップダウン(・アプローチ)】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

【ボトムアップ(・アプローチ)】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

◆相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり利益の獲得を目指します。

【配当利回り】

リーートの価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リーートの価格水準の判断材料の一つとなります。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

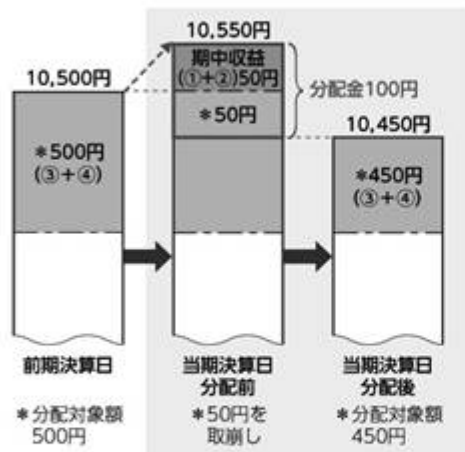


◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

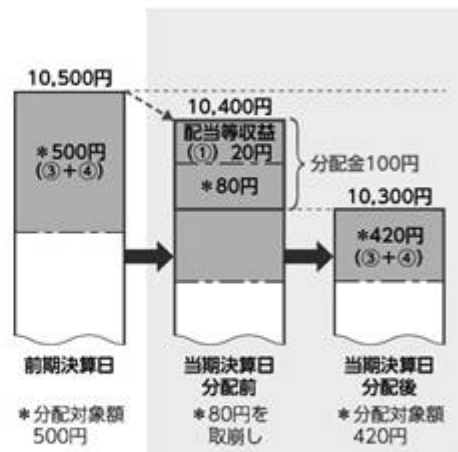
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

（前期決算日から基準価額が上昇した場合（イメージ））



（前期決算日から基準価額が下落した場合（イメージ））



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）

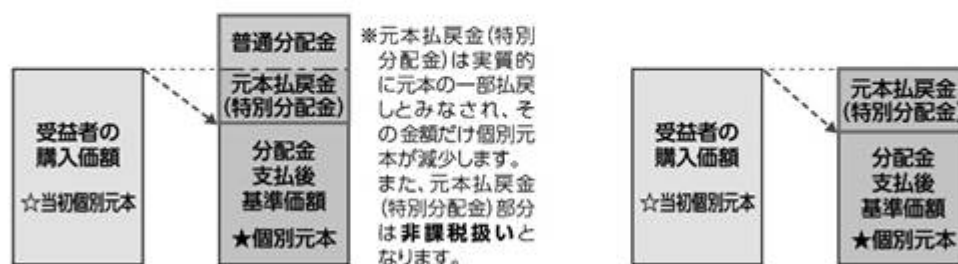
期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

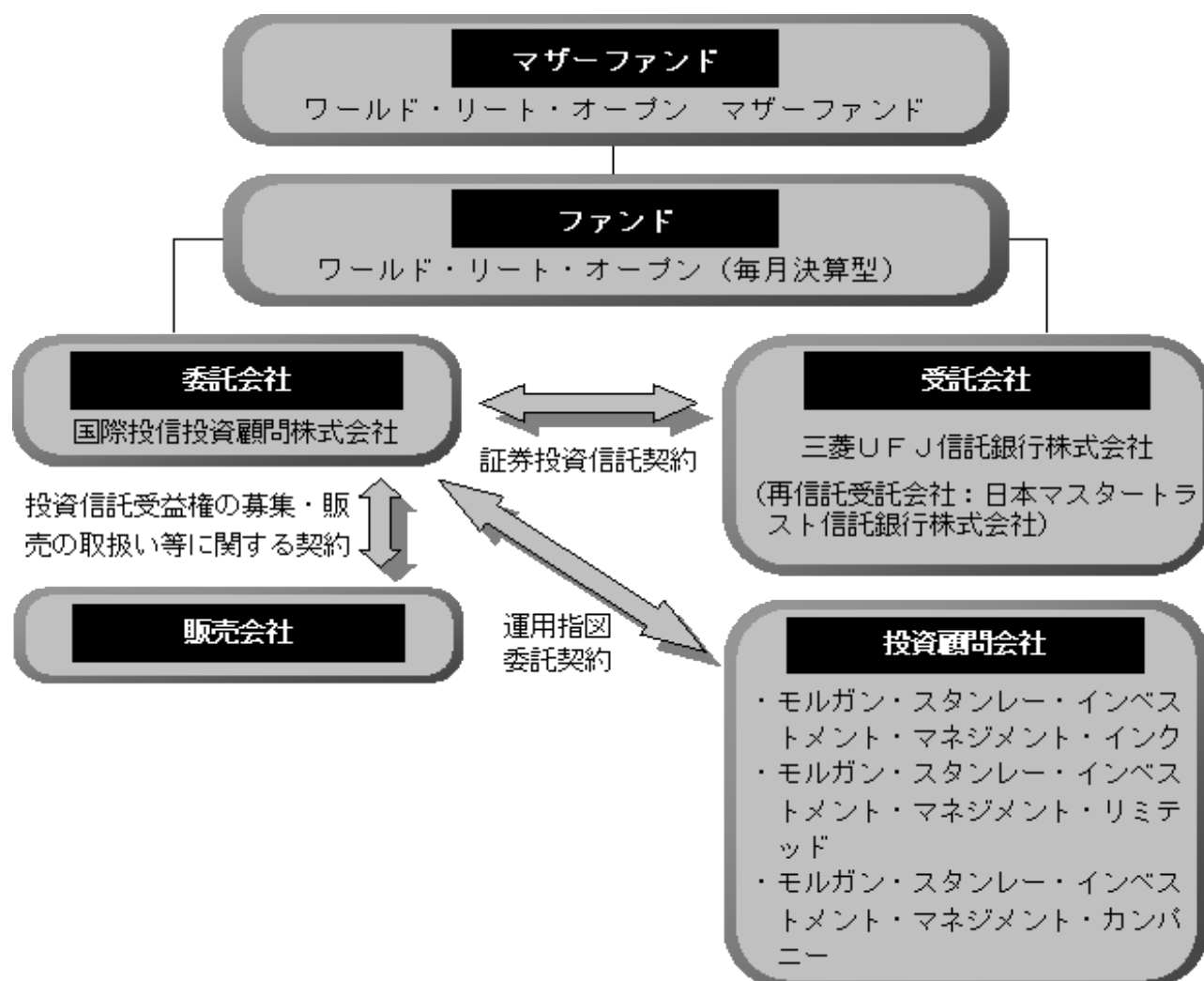
平成16年7月2日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

平成22年5月10日 分配対象収益についての分配方針に係る重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c. 投資顧問会社
 - (a) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
ファンドおよびマザーファンドの資金配分および北米地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
 - (b) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
ファンドおよびマザーファンドの欧州地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
 - (c) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー
ファンドおよびマザーファンドのアジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
- d. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

b．運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

c．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a．資本金（平成25年6月末現在）

26億8千万円

b．沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c．大株主の状況（平成25年6月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%

d．金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カ

ンパニーに委託します。
運用の形態等
ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．、b．の証券または証書の性質を有するもの
- d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d．の証券およびe．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用（約款第16条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

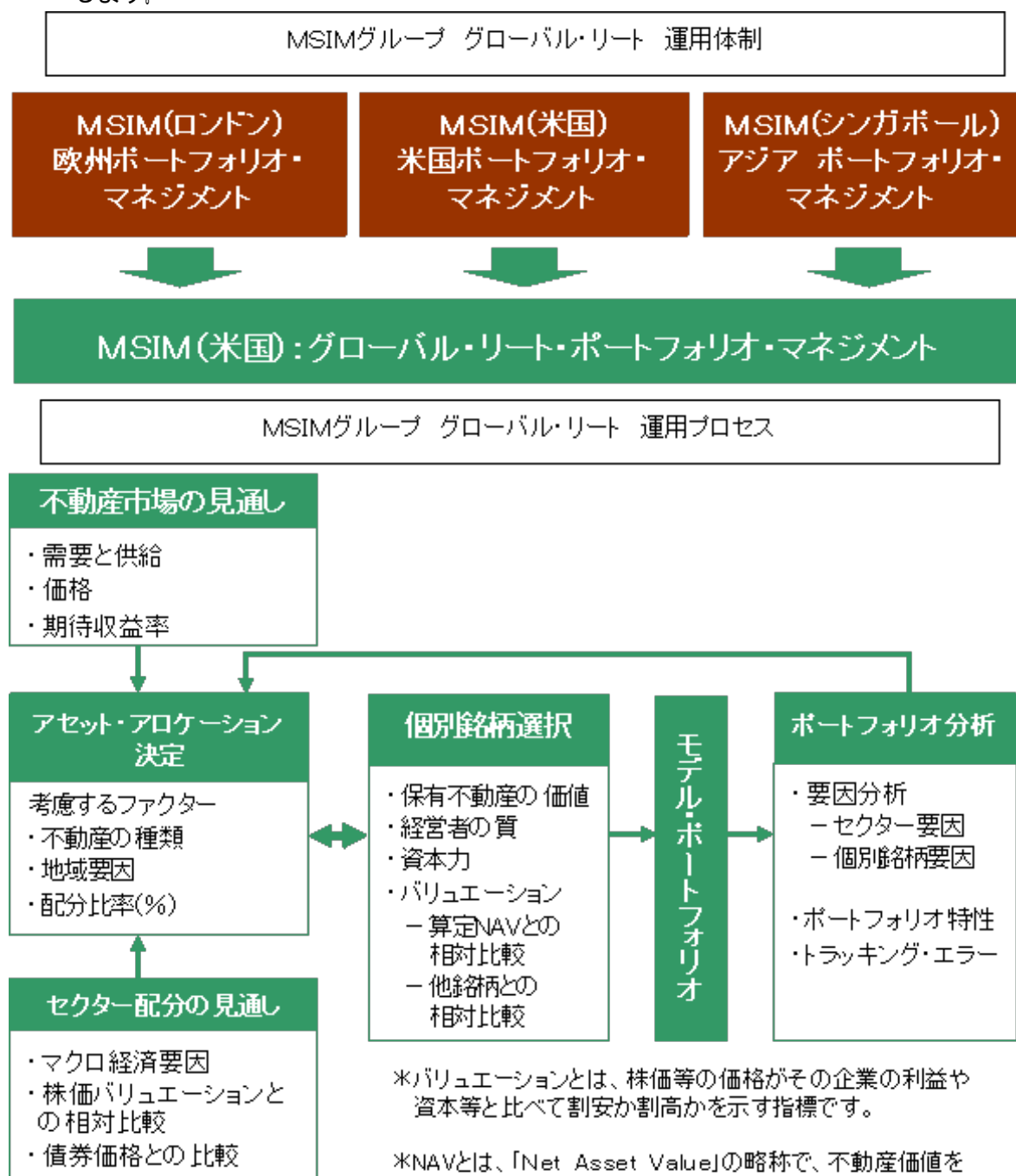
（３）【運用体制】

委託会社は、運用の指図に関する権限を、MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）に委託します。

上記3社および委託会社の運用体制は次の通りです。

MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）の運用体制（平成25年6月末現在）

MSIMグループの世界各国での調査情報等を活用した、チーム体制によるリサーチ重視の運用を行います。ポートフォリオ・マネジメント・チームの各地域での運用を、MSIM（米国）が統括します。



参考

MSIMグループ（米国、ロンドン、シンガポール）の運用部門および関連部署の人員体制

- ・各投資顧問会社では、ファンド・マネジャーとアナリストからなる運用チームが担当する地域のリサーチを行っています。各投資顧問会社の運用チームは定期的に電話会議等を通じて意見交換を行い情報の共有化に努めています。
- ・運用ファンド毎のガイドラインや個別銘柄の売買規制の遵守を徹底するために、各投資顧問会社

のコンプライアンス部は、売買執行前と後にトレード内容のチェックを行っています。

MSIMグループ（米国、ロンドン、シンガポール）の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

- a. MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）の3社は、投資顧問会社として以下の各金融当局に登録しており、その監督を受けています。
 - （a）MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）の3社：米国SEC（Securities and Exchange Commission）
 - （b）MSIM（ロンドン）：英国FCA（Financial Conduct Authority）
 - （c）MSIM（シンガポール）：シンガポールMAS（Monetary Authority of Singapore）
- b. MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）の3社では、以下の監督当局が定める投資顧問業務にかかる法令を遵守することとしています。また、MSIMグループでは、以下の法令を含め、業務に関係する様々な法令諸規則を、社内において「業務方針と手続き（policies and procedures）」として定め、コンプライアンス部門がその遵守状況の確認を行っています。
 - （a）MSIM（米国）：Investment Advisors Act of 1940
 - （b）MSIM（ロンドン）：Financial Services and Markets Act 2000/Financial Services Act 2012.
 - （c）MSIM（シンガポール）：Financial Advisers Act（FAA）

委託会社の運用体制（平成25年6月末現在）

- a. 外部委託運用部の役割
MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。
- b. コンプライアンス部の役割
ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。
- c. リスク管理部の役割
ファンドの運用実績の状況について定期的に評価を行います。その評価結果については外部委託運用部および関係各部を通じてMSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）に通知することがあります。

参考

ファンドの運用は、運用部門の外部委託運用部が担当し、ファンドマネージャー4名で運用を行い、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢20名程度で上記業務に当たっております。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約＊」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。（約款 運用の基本方針３．投資制限(1)）

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。（約款 運用の基本方針３．投資制限(2)）

マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針３．投資制限(3)）

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

投資信託証券への投資（約款 運用の基本方針３．投資制限(4)）

投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針３．投資制限(5)）

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款第19条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

（2）投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

（1）主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りません。

（2）有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

（3）投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

（4）外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

（5）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. リートの構造上のリスク
 - (a) リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リーートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リーートの価格が下落することがあります。
 - (b) リートの経営陣等に関するリスク
リーートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リーートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリーートの価格形成等に影響を与えることがあります。
 - (c) リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - (d) リートの規模に関するリスク
一般的にリーートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
 - (e) リートの規制環境に関するリスク
リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リーートの価格形成等に影響を与えることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限を、MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）に委託します。

MSIMグループにおけるリスク管理体制

- a. MSIMグループでは、パフォーマンス計測および分析、ポートフォリオ・リスクの計測およびモニターを担当する独立した組織である「グローバル・リスク・アンド・アナリシス部門」を設置しています。
同部門は、定期的に詳細なリスク分析を実施します。分析による詳細なレポートは、運用チーム、部門の管理職、部門別のリスク・マネジメント・コミッティに定期的に提出され、問題が発見された場合、リスク・マネジメント・コミッティに報告されます。
- b. リスク・マネジメント・コミッティとは
MSIMグループでは、運用リスクを含むあらゆるリスク要因を確認・検討し、かつそれらリスクを低減することを目的としたリスク・マネジメント・コミッティを設置しています。当コミッティはMSIMグループの各部門の責任者で構成されており、リスクのあらゆる要因を幅広い視点から把握します。
当コミッティの具体的な役割は以下のとおりです。
 - (a) 各部門の責任者が参加する定例会議において、事業に係る主なリスクについて検討し、リスク管理に必要な対応を経営陣に提言すること。
 - (b) リスクの測定、モニタリング、及び管理に係るリスク管理方針と手続きを確立すること。
 - (c) グループのオペレーショナル・リスク（事務リスク）を点検し、リスク測定、モニタリング、及び管理方針等の有効性を検証すること。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

a．外部委託運用部

運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。

b．コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

c．リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

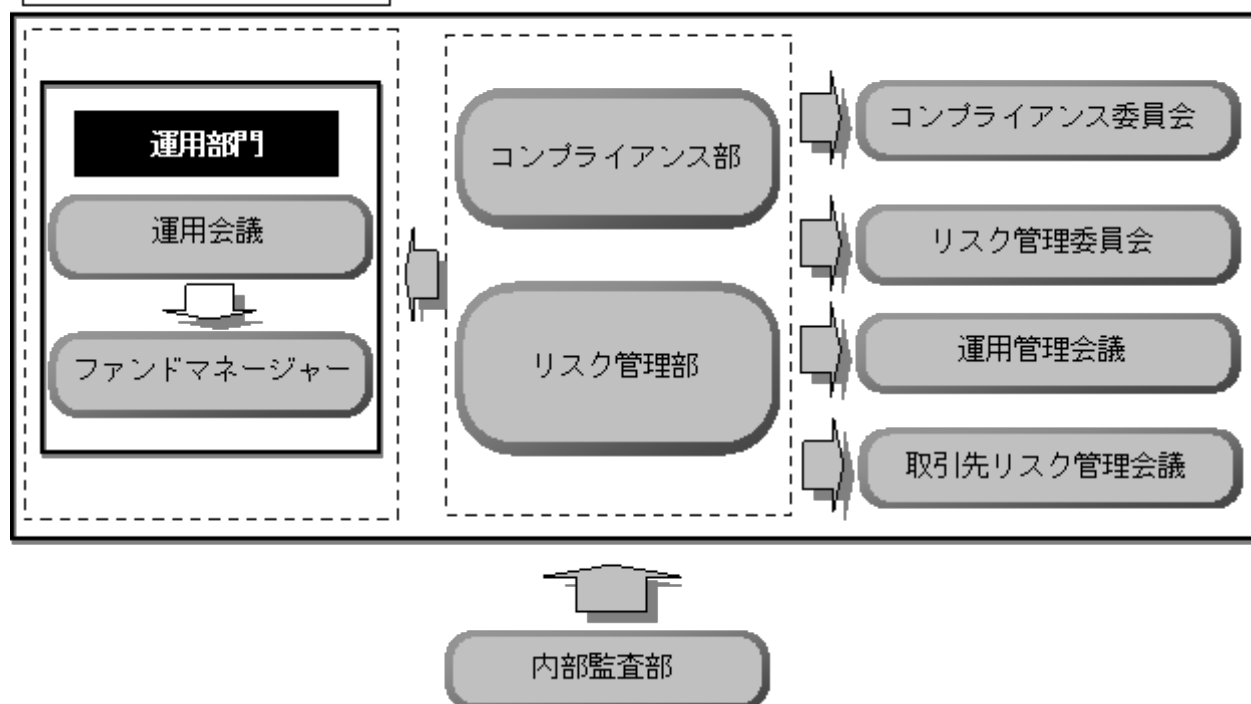
d．内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

手数料率：上限2.625%（税抜2.500%）

- ・ 申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、2.625%（税抜2.500%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。
- ・ 販売会社は、「ワールド・リート・オープン（1年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜1.5500%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成25年6月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.6275% （税抜1.5500%）	年0.9450% （税抜0.9000%）	年0.1050% （税抜0.1000%）	年0.5775% （税抜0.5500%）

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬からそのつど支弁するものとし、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、ファンドの純資産総額とワールド・リート・オープン（1年決算型）とグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）（ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分に係る純資産総額に限る）とグローバル財産3分法ファンド（1年決算型）（ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分に係る純資産総額に限る）の純資産総額とを合算した額（「純資産残高」といいます。）に応じて段階的に次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。また、合算の対象となるファンドは、今後、追加される場合があります。

純資産残高	投資顧問報酬率（年率）			
	MSIM （米国）	MSIM （ロンドン）	MSIM （シンガポール）	合計
100億円未満の部分に対して	0.36%	0.12%	0.12%	0.60%
100億円以上500億円未満の部分に対して	0.33%	0.11%	0.11%	0.55%
500億円以上1,000億円未満の部分に対して	0.30%	0.10%	0.10%	0.50%
1,000億円以上2,000億円未満の部分に対して	0.27%	0.09%	0.09%	0.45%
2,000億円以上3,000億円未満の部分に対して	0.24%	0.08%	0.08%	0.40%
3,000億円以上の部分に対して	0.21%	0.07%	0.07%	0.35%

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0105%（税抜0.0100%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。また、実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- * 以下の内容は、平成25年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成25年 1月1日から 平成25年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10.147% ^{*1} （所得税7.147% ^{*1} 地方税3.000%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 10.147% ^{*1} （所得税7.147% ^{*1} 地方税3.000%）
	償還金			
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*1} （所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1} （所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%）
	償還金			

* 1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

* 2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。
- 3 公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成25年1月1日から平成25年12月31日までは 源泉徴収7.147%*（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315%*（所得税）

* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年6月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	436,586,380,869	99.51
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	2,142,382,386	0.49
合計（純資産総額）	—	438,728,763,255	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ワールド・リート・オープン マザーファンド 投資状況

（平成25年6月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	マルタ共和国	0	0.00
	小計	0	0.00
投資証券	日本	6,167,437,000	1.38
	アメリカ	265,203,363,842	59.21
	カナダ	20,170,943,516	4.50
	ドイツ	1,544,543,092	0.34
	フランス	19,406,394,467	4.33
	オーストラリア	66,009,187,876	14.74
	イギリス	23,590,358,881	5.27
	中国（香港）	7,518,922,659	1.68
	シンガポール	18,245,809,685	4.07
	オランダ	5,061,011,272	1.13
	ベルギー	757,984,325	0.17
	小計	433,675,956,615	96.82
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	14,256,843,350	3.18
合計（純資産総額）	—	447,932,799,965	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

株式は、ファンドが保有する豪上場不動産投資信託証券GPT Groupの投資主に割り当てられた精算を前提とした非上場銘柄で、評価額を0としています。

* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

（平成25年6月28日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	50,587,548	51,030,094	0.01
	シンガポール・ドル	52,060,786	52,574,299	0.01
	売建			
	アメリカ・ドル	33,342,408	33,639,286	0.00
	中国元(オフショア)	50,587,548	51,065,090	0.01

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成25年6月28日現在）

順位	銘柄名	種類	国／地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ワールド・リート・オープンマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	256,333,008,965	1.7369	445,236,924,567	1.7032	436,586,380,869	99.51

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、１口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成25年6月28日現在）

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	99.51
合計		99.51

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位30銘柄）

（平成25年6月28日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	口数	帳簿価額		評価額			投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額(円)	
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ・ドル	1,875,649	167.26	313,721,051.74	160.68	301,379,281.32	29,712,983,345	6.63
2	アメリカ	投資証券	HCP INC	アメリカ・ドル	5,827,614	47.56	277,161,321.84	45.68	266,205,407.52	26,245,191,127	5.85
3	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル	3,672,040	56.69	208,167,947.60	58.42	214,520,576.80	21,149,583,666	4.72
4	アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	アメリカ・ドル	3,106,590	62.75	194,938,522.50	61.01	189,533,055.90	18,686,063,981	4.17
5	カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	カナダ・ドル	6,921,620	26.82	185,637,848.40	25.2	174,424,824.00	16,397,677,704	3.66
6	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	アメリカ・ドル	2,185,678	71.25	155,729,557.50	69.79	152,538,467.62	15,038,767,522	3.35
7	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ・ドル	1,796,759	81.49	146,417,890.91	82.93	149,005,223.87	14,690,425,021	3.27
8	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	ユーロ	552,359	183.95	101,606,438.05	176.2	97,325,655.80	12,509,266,539	2.79
9	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	アメリカ・ドル	3,020,815	39.38	118,959,694.70	37.35	112,827,440.25	11,123,657,334	2.48
10	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	オーストラリア・ドル	36,773,277	2.99	109,952,098.23	3.06	112,526,227.62	10,253,389,860	2.28
11	アメリカ	投資証券	STARWOOD PROPERTY TRUST INC	アメリカ・ドル	4,188,550	25.55	107,017,452.50	23.93	100,232,001.50	9,881,873,027	2.20
12	アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	アメリカ・ドル	2,713,850	36.16	98,132,816.00	35.46	96,233,121.00	9,487,623,399	2.11
13	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	アメリカ・ドル	5,949,025	16.17	96,195,734.25	15.78	93,875,614.50	9,255,196,833	2.06
14	アメリカ	投資証券	MFA FINANCIAL INC	アメリカ・ドル	10,922,500	8.83	96,445,675.00	8.47	92,513,575.00	9,120,913,359	2.03
15	オーストラリア	投資証券	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GR	オーストラリア・ドル	46,737,344	1.98	92,539,941.12	1.995	93,241,001.28	8,496,120,036	1.89
16	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	オーストラリア・ドル	7,863,261	11.3	88,854,849.30	11.42	89,798,440.62	8,182,433,909	1.82
17	アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	アメリカ・ドル	3,193,835	26.5	84,636,627.50	25.94	82,848,079.90	8,167,992,197	1.82
18	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	アメリカ・ドル	523,820	153.78	80,553,039.60	154.1	80,720,662.00	7,958,250,066	1.77
19	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス・ポンド	5,537,825	9.31	51,557,150.75	8.81	48,788,238.25	7,332,872,208	1.63
20	オーストラリア	投資証券	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	オーストラリア・ドル	65,824,125	1.06	69,773,572.50	1.105	72,735,658.12	6,627,673,167	1.47
21	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	オーストラリア・ドル	45,401,414	1.63	74,191,878.18	1.585	71,961,241.19	6,557,108,297	1.46
22	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	アメリカ・ドル	883,450	68.29	60,330,800.50	67.13	59,305,998.50	5,846,978,392	1.30
23	アメリカ	投資証券	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	アメリカ・ドル	3,278,249	18.39	60,286,999.11	17.86	58,549,527.14	5,772,397,880	1.28
24	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	イギリス・ポンド	6,628,035	5.91	39,198,332.07	5.65	37,448,397.75	5,628,494,181	1.25
25	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	オーストラリア・ドル	16,370,590	3.61	59,097,829.90	3.47	56,805,947.30	5,176,157,917	1.15
26	オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	オーストラリア・ドル	52,675,150	1.06	56,074,066.52	1.045	55,045,531.75	5,015,748,853	1.11
27	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ・ドル	749,130	65.81	49,300,245.30	67.41	50,498,853.30	4,978,681,946	1.11
28	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	オーストラリア・ドル	14,247,601	3.72	53,001,075.72	3.8	54,140,883.80	4,933,317,331	1.10
29	シンガポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	シンガポール・ドル	31,238,500	2.1	65,600,850.00	1.985	62,008,422.50	4,825,495,438	1.07
30	アメリカ	投資証券	BRE PROPERTIES INC	アメリカ・ドル	935,780	48.85	45,712,853.00	50.04	46,826,431.20	4,616,617,852	1.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成25年6月28日現在）

国内 / 外国	種類	業種	投資比率（％）
国内	投資証券	-	1.38
外国	株式	不動産	0.00
	投資証券	-	95.44
合計			96.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成25年6月28日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	50,587,548	51,030,094	0.01
	シンガポール・ドル	52,060,786	52,574,299	0.01
	売建			
	アメリカ・ドル	33,342,408	33,639,286	0.00
	中国元(オフショア)	50,587,548	51,065,090	0.01

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年6月28日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成16年12月10日）	44,094	44,573	11,085	11,205
第2特定期間（平成17年 6月10日）	66,616	68,155	11,668	11,938
第3特定期間（平成17年12月12日）	79,861	82,059	13,084	13,444
第4特定期間（平成18年 6月12日）	103,100	107,107	13,118	13,628
第5特定期間（平成18年12月11日）	155,263	160,678	15,473	16,013
第6特定期間（平成19年 6月11日）	169,627	175,583	16,816	17,406
第7特定期間（平成19年12月10日）	126,481	131,950	13,874	14,474
第8特定期間（平成20年 6月10日）	98,866	104,089	11,351	11,951
第9特定期間（平成20年12月10日）	42,371	47,390	4,851	5,426
第10特定期間（平成21年 6月10日）	55,910	61,049	4,896	5,346
第11特定期間（平成21年12月10日）	177,922	193,238	5,232	5,682
第12特定期間（平成22年 6月10日）	268,814	293,084	4,979	5,429
第13特定期間（平成22年12月10日）	341,933	373,120	4,936	5,386
第14特定期間（平成23年 6月10日）	506,138	552,594	4,900	5,350
第15特定期間（平成23年12月12日）	435,770	486,226	3,885	4,335
第16特定期間（平成24年 6月11日）	405,401	446,099	3,988	4,388
第17特定期間（平成24年12月10日）	350,736	379,497	4,146	4,486
第18特定期間（平成25年 6月10日）	444,935	479,463	4,771	5,141
平成24年 6月末日	408,028	—	4,039	—
7月末日	412,574	—	4,156	—
8月末日	379,480	—	4,076	—
9月末日	356,856	—	3,986	—
10月末日	354,932	—	4,052	—
11月末日	351,820	—	4,123	—
12月末日	363,581	—	4,395	—
平成25年 1月末日	385,787	—	4,712	—
2月末日	392,728	—	4,767	—
3月末日	415,141	—	4,880	—
4月末日	469,274	—	5,282	—
5月末日	476,963	—	5,104	—
6月末日	438,728	—	4,673	—

（注 1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6 ヶ月毎）に支払われた 1 口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注 2）基準価額は 1 単位（1 万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成16年 7月 2日 至 平成16年12月10日	120
第2特定期間	自 平成16年12月11日 至 平成17年 6月10日	270
第3特定期間	自 平成17年 6月11日 至 平成17年12月12日	360
第4特定期間	自 平成17年12月13日 至 平成18年 6月12日	510
第5特定期間	自 平成18年 6月13日 至 平成18年12月11日	540
第6特定期間	自 平成18年12月12日 至 平成19年 6月11日	590
第7特定期間	自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日	600
第8特定期間	自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	600
第9特定期間	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	575
第10特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	450
第11特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	450
第12特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	450
第13特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	450
第14特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	450
第15特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	450
第16特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	400
第17特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	340
第18特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	370

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	自 平成16年 7月 2日 至 平成16年12月10日	12.1
第2特定期間	自 平成16年12月11日 至 平成17年 6月10日	7.7
第3特定期間	自 平成17年 6月11日 至 平成17年12月12日	15.2
第4特定期間	自 平成17年12月13日 至 平成18年 6月12日	4.2
第5特定期間	自 平成18年 6月13日 至 平成18年12月11日	22.1
第6特定期間	自 平成18年12月12日 至 平成19年 6月11日	12.5
第7特定期間	自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日	13.9
第8特定期間	自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	13.9
第9特定期間	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	52.2
第10特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	10.2
第11特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	16.1
第12特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	3.8
第13特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	8.2
第14特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	8.4
第15特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	11.5
第16特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	12.9
第17特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	12.5
第18特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	24.0
	自 平成25年 6月11日 至 平成25年 6月28日	2.1

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

（ご参考）その他の運用実績

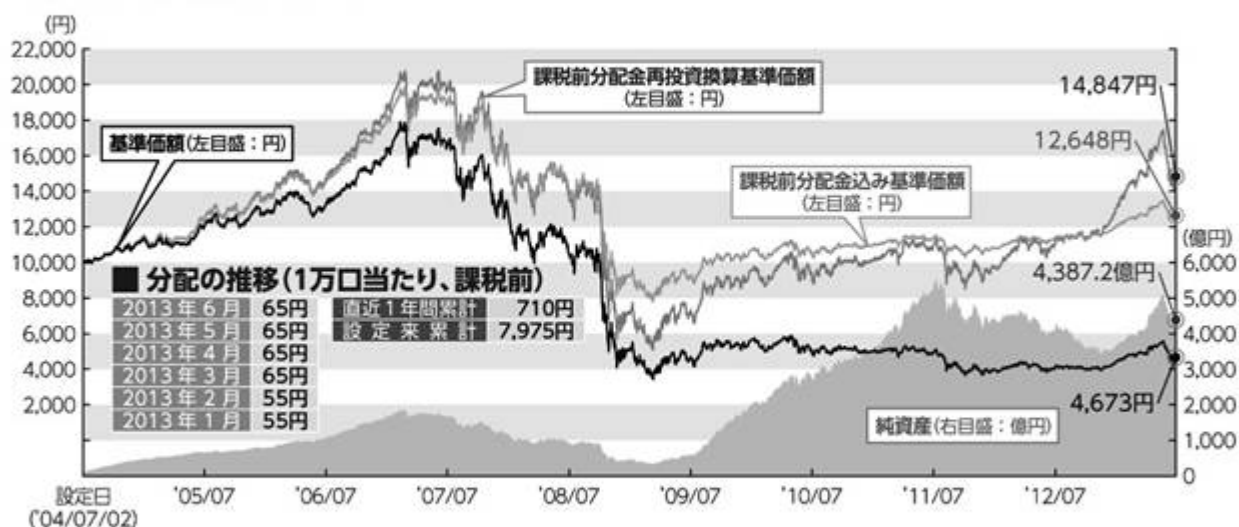


運用実績

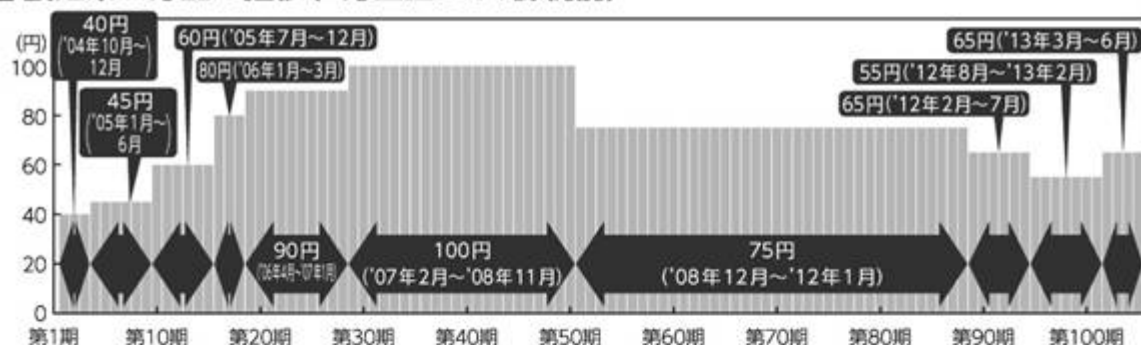
（最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。）

2013年6月28日現在

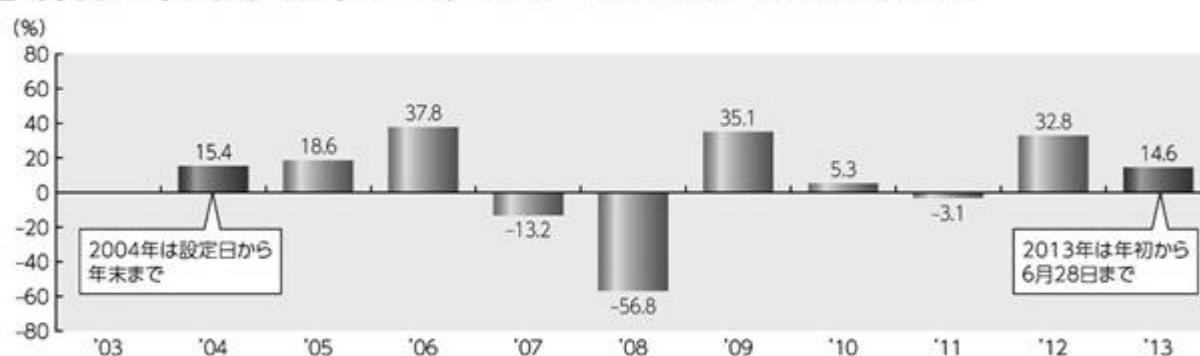
■ 基準価額・純資産の推移



■ 設定来の分配の推移（1万口当たり、課税前）



■ 年間収益率の推移（暦年ベース） ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- ・当ファンドにはベンチマークはありません。
- ・課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- ・課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

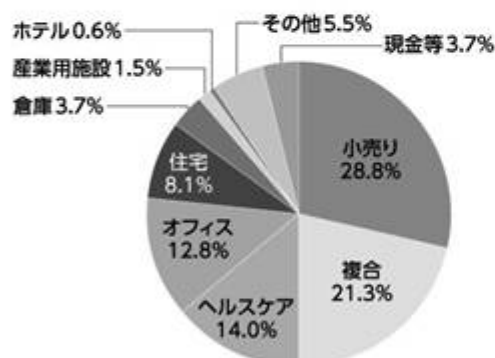
上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

■ 主要な資産の状況

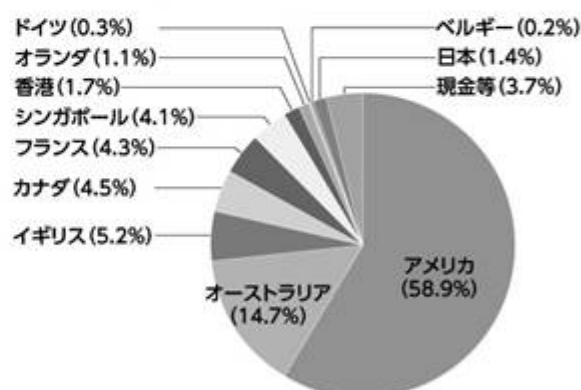
● 主要な組入銘柄(評価額上位)

	銘柄名	国/地域	業種	比率(%)
1	サイモン・プロパティ・グループ	アメリカ	小売り	6.6
2	HCP	アメリカ	ヘルスケア	5.8
3	エクイティ・レジデンシャル・プロパティ・トラスト	アメリカ	住宅	4.7
4	メイスリッチ	アメリカ	小売り	4.2
5	リオカン・リアル・エステート・インベストメント・トラスト	カナダ	小売り	3.6
6	ペンタス	アメリカ	ヘルスケア	3.3
7	ボルナード・リアルティ・トラスト	アメリカ	オフィス	3.3
8	ユニペイル・ロダムコ	フランス	複合	2.8
9	リパティ・プロパティ・トラスト	アメリカ	複合	2.5
10	ウエストフィールド・リテール・トラスト	オーストラリア	小売り	2.3

● 業種別組入比率



● 国・地域別組入比率



注記事項

- ・比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ・現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成16年 7月 2日 至 平成16年12月10日	42,542,889,975	2,762,842,585	39,780,047,390
第2特定期間	自 平成16年12月11日 至 平成17年 6月10日	26,947,393,391	9,636,443,491	57,090,997,290
第3特定期間	自 平成17年 6月11日 至 平成17年12月12日	25,289,899,466	21,343,046,055	61,037,850,701
第4特定期間	自 平成17年12月13日 至 平成18年 6月12日	26,129,406,449	8,573,590,575	78,593,666,575
第5特定期間	自 平成18年 6月13日 至 平成18年12月11日	34,312,126,434	12,563,244,706	100,342,548,303
第6特定期間	自 平成18年12月12日 至 平成19年 6月11日	18,918,150,831	18,385,481,437	100,875,217,697
第7特定期間	自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日	6,005,397,679	15,716,429,321	91,163,886,055
第8特定期間	自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	5,390,796,110	9,458,189,504	87,096,492,661
第9特定期間	自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日	9,432,314,531	9,188,639,450	87,340,167,742
第10特定期間	自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日	31,897,835,113	5,042,166,673	114,195,836,182
第11特定期間	自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	255,403,464,131	29,510,100,541	340,089,199,772
第12特定期間	自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日	275,121,658,871	75,360,097,627	539,850,761,016
第13特定期間	自 平成22年 6月11日 至 平成22年12月10日	235,489,034,941	82,579,170,475	692,760,625,482
第14特定期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年 6月10日	459,445,111,042	119,317,945,810	1,032,887,790,714
第15特定期間	自 平成23年 6月11日 至 平成23年12月12日	283,198,625,960	194,457,622,150	1,121,628,794,524
第16特定期間	自 平成23年12月13日 至 平成24年 6月11日	153,449,612,381	258,442,272,011	1,016,636,134,894
第17特定期間	自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	115,682,388,137	286,358,678,400	845,959,844,631
第18特定期間	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日	299,031,186,754	212,364,969,067	932,626,062,318
	自 平成25年 6月11日 至 平成25年 6月28日	27,051,317,019	20,780,094,479	938,897,284,858

(注) 第 1 特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限2.625%（税抜2.500%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

販売会社は、「ワールド・リート・オープン（1年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとし、

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社に確認してください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

ありません。

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 国内不動産投資信託証券

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

c. 外国不動産投資信託証券

原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

d. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成16年7月2日以降、無期限とします。

（4）【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信

託契約を解約し信託を終了させます。

- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1 ヶ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1 ヶ月を下らないものとします。
- d . 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . からe . までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

- a . 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、1 年間とします。ただし、相手方に対し90日以上以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1 年毎に自動延長するものとします。
- b . 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1 年とします。ただし双方から契約満了日の3 ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1 年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6 ヶ月毎（毎年6 月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、

当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間（平成24年12月11日から平成25年6月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17特定期間末 平成24年12月10日現在	第18特定期間末 平成25年 6 月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,124,440,292	11,149,350,856
親投資信託受益証券	348,990,186,245	442,714,336,304
未収入金	697,210,297	-
未収利息	17,806	15,602
流動資産合計	357,811,854,640	453,863,702,762
資産合計	357,811,854,640	453,863,702,762
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,652,779,145	6,062,069,405
未払解約金	1,982,120,090	2,188,430,377
未払受託者報酬	28,215,128	43,459,430
未払委託者報酬	409,119,358	630,161,762
その他未払費用	2,821,501	4,345,935
流動負債合計	7,075,055,222	8,928,466,909
負債合計	7,075,055,222	8,928,466,909
純資産の部		
元本等		
元本	845,959,844,631	932,626,062,318
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	495,223,045,213	487,690,826,465
（分配準備積立金）	32,401,289,875	117,052,849,859
元本等合計	350,736,799,418	444,935,235,853
純資産合計	350,736,799,418	444,935,235,853
負債純資産合計	357,811,854,640	453,863,702,762

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17特定期間 自 平成24年 6 月12日 至 平成24年12月10日	第18特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6 月10日
営業収益		
受取利息	1,497,445	1,607,459
有価証券売買等損益	49,722,385,474	82,579,600,583
営業収益合計	49,723,882,919	82,581,208,042
営業費用		
受託者報酬	199,055,358	218,886,042
委託者報酬	2,886,302,670	3,173,847,596
その他費用	19,905,467	21,888,545
営業費用合計	3,105,263,495	3,414,622,183
営業利益又は営業損失（ ）	46,618,619,424	79,166,585,859
経常利益又は経常損失（ ）	46,618,619,424	79,166,585,859
当期純利益又は当期純損失（ ）	46,618,619,424	79,166,585,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,332,605,075	764,569,281
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	611,234,652,714	495,223,045,213
剰余金増加額又は欠損金減少額	170,763,506,884	110,046,555,341
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	170,763,506,884	110,046,555,341
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,643,566,497	148,881,393,568
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,643,566,497	148,881,393,568
分配金	31,394,347,235	32,034,959,603
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	495,223,045,213	487,690,826,465

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第18特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第17特定期間末 (平成24年12月10日現在)	第18特定期間末 (平成25年 6月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 845,959,844,631口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 932,626,062,318口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 495,223,045,213円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 487,690,826,465円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.4146円 (1万口当たりの純資産額 4,146円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.4771円 (1万口当たりの純資産額 4,771円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17特定期間 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	第18特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日																																																
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 821,898,922円 2. 分配金の計算過程 第94計算期（平成24年6月12日から平成24年7月10日まで） 計算期末における分配対象金額 413,684,978,246円（1万口当たり4,111.99円）のうち、6,539,251,238円（1万口当たり65.00円）を分配金額としております。 <table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 1,755,513,057円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B 0円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 384,916,203,569円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 27,013,261,620円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D 413,684,978,246円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 1,006,038,652,041口</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td><td>G = $10,000 \times E / F$ 4,111.99円</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td><td>H 65.00円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I = $F \times H / 10,000$ 6,539,251,238円</td></tr> </table> 第95計算期（平成24年7月11日から平成24年8月10日まで） 計算期末における分配対象金額 400,690,119,358円（1万口当たり4,057.27円）のうち、5,431,689,645円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。 <table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 1,005,085,025円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,755,513,057円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円	収益調整金額	C 384,916,203,569円	分配準備積立金額	D 27,013,261,620円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 413,684,978,246円	当ファンドの期末残存口数	F 1,006,038,652,041口	1万口当たりの収益分配対象額	G = $10,000 \times E / F$ 4,111.99円	1万口当たりの分配額	H 65.00円	収益分配金金額	I = $F \times H / 10,000$ 6,539,251,238円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,005,085,025円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 890,064,087円 2. 分配金の計算過程 第100計算期（平成24年12月11日から平成25年1月10日まで） 計算期末における分配対象金額 364,483,031,361円（1万口当たり4,413.95円）のうち、4,541,622,209円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。 <table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 1,919,286,913円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B 29,745,568,396円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 302,067,807,885円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 30,750,368,167円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E = A + B + C + D 364,483,031,361円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 825,749,492,614口</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td><td>G = $10,000 \times E / F$ 4,413.95円</td></tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td><td>H 55.00円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I = $F \times H / 10,000$ 4,541,622,209円</td></tr> </table> 第101計算期（平成25年1月11日から平成25年2月12日まで） 計算期末における分配対象金額 390,706,905,333円（1万口当たり4,743.62円）のうち、4,530,025,454円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。 <table> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 1,251,769,031円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,919,286,913円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 29,745,568,396円	収益調整金額	C 302,067,807,885円	分配準備積立金額	D 30,750,368,167円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 364,483,031,361円	当ファンドの期末残存口数	F 825,749,492,614口	1万口当たりの収益分配対象額	G = $10,000 \times E / F$ 4,413.95円	1万口当たりの分配額	H 55.00円	収益分配金金額	I = $F \times H / 10,000$ 4,541,622,209円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 1,251,769,031円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 1,755,513,057円																																																
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円																																																
収益調整金額	C 384,916,203,569円																																																
分配準備積立金額	D 27,013,261,620円																																																
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 413,684,978,246円																																																
当ファンドの期末残存口数	F 1,006,038,652,041口																																																
1万口当たりの収益分配対象額	G = $10,000 \times E / F$ 4,111.99円																																																
1万口当たりの分配額	H 65.00円																																																
収益分配金金額	I = $F \times H / 10,000$ 6,539,251,238円																																																
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 1,005,085,025円																																																
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 1,919,286,913円																																																
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 29,745,568,396円																																																
収益調整金額	C 302,067,807,885円																																																
分配準備積立金額	D 30,750,368,167円																																																
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 364,483,031,361円																																																
当ファンドの期末残存口数	F 825,749,492,614口																																																
1万口当たりの収益分配対象額	G = $10,000 \times E / F$ 4,413.95円																																																
1万口当たりの分配額	H 55.00円																																																
収益分配金金額	I = $F \times H / 10,000$ 4,541,622,209円																																																
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A 1,251,769,031円																																																

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 373,472,284,214円
分配準備積立金額	D 26,212,750,119円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 400,690,119,358円
当ファンドの期末残存口数	F 987,579,935,478口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 4,057.27円
1万口当たりの分配額	H 55.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 5,431,689,645円

第96計算期（平成24年8月11日から平成24年9月10日まで）

計算期末における分配対象金額

371,405,251,767円（1万口当たり4,028.99円）のうち、5,070,052,727円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,762,987,302円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 685,111,292円
収益調整金額	C 345,170,748,831円
分配準備積立金額	D 23,786,404,342円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 371,405,251,767円
当ファンドの期末残存口数	F 921,827,768,699口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 4,028.99円
1万口当たりの分配額	H 55.00円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 30,409,190,417円
収益調整金額	C 303,747,249,869円
分配準備積立金額	D 55,298,696,016円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 390,706,905,333円
当ファンドの期末残存口数	F 823,640,991,677口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 4,743.62円
1万口当たりの分配額	H 55.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 4,530,025,454円

第102計算期（平成25年2月13日から平成25年3月11日まで）

計算期末における分配対象金額

402,468,252,789円（1万口当たり4,863.02円）のうち、5,379,438,826円（1万口当たり65.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 982,673,115円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 13,429,739,813円
収益調整金額	C 308,444,810,242円
分配準備積立金額	D 79,611,029,619円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 402,468,252,789円
当ファンドの期末残存口数	F 827,605,973,373口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 4,863.02円
1万口当たりの分配額	H 65.00円

収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 5,070,052,727円
---------	---

第97計算期（平成24年9月11日から平成24年10月10日まで）

計算期末における分配対象金額

356,408,821,918円（1万口当たり3,978.25円）のうち、4,927,386,834円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 373,825,726円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 333,587,176,603円
分配準備積立金額	D 22,447,819,589円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 356,408,821,918円
当ファンドの期末残存口数	F 895,888,515,343口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 3,978.25円
1万口当たりの分配額	H 55.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 4,927,386,834円

第98計算期（平成24年10月11日から平成24年11月12日まで）

計算期末における分配対象金額

341,718,009,074円（1万口当たり3,937.49円）のうち、4,773,187,646円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,226,518,346円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 319,388,077,578円
分配準備積立金額	D 21,103,413,150円

収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 5,379,438,826円
---------	---

第103計算期（平成25年3月12日から平成25年4月10日まで）

計算期末における分配対象金額

443,149,643,016円（1万口当たり5,130.40円）のうち、5,614,479,806円（1万口当たり65.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,103,750,107円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 26,525,845,148円
収益調整金額	C 328,601,627,370円
分配準備積立金額	D 85,918,420,391円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 443,149,643,016円
当ファンドの期末残存口数	F 863,766,124,095口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 5,130.40円
1万口当たりの分配額	H 65.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 5,614,479,806円

第104計算期（平成25年4月11日から平成25年5月10日まで）

計算期末における分配対象金額

485,569,944,121円（1万口当たり5,342.85円）のうち、5,907,323,903円（1万口当たり65.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,241,175,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 22,895,648,093円
収益調整金額	C 355,136,581,386円
分配準備積立金額	D 105,296,538,851円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 341,718,009,074円
当ファンドの期末残存 口数	F 867,852,299,370口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 3,937.49円
1万口当たりの分配額	H 55.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 4,773,187,646円

第99計算期（平成24年11月13日から平成24年12月10日まで）

計算期末における分配対象金額

345,594,350,180円（1万口当たり4,085.21円）のうち、4,652,779,145円（1万口当たり55.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 587,867,908円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 16,553,829,673円
収益調整金額	C 308,540,281,160円
分配準備積立金額	D 19,912,371,439円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 345,594,350,180円
当ファンドの期末残存 口数	F 845,959,844,631口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 4,085.21円
1万口当たりの分配額	H 55.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 4,652,779,145円

当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 485,569,944,121円
当ファンドの期末残存 口数	F 908,819,062,127口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 5,342.85円
1万口当たりの分配額	H 65.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 5,907,323,903円

第105計算期（平成25年5月11日から平成25年6月10日まで）

計算期末における分配対象金額

492,341,684,519円（1万口当たり5,279.08円）のうち、6,062,069,405円（1万口当たり65.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 78,408,288円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 0円
収益調整金額	C 373,889,895,567円
分配準備積立金額	D 118,373,380,664円
当ファンドの分配対象 収益額	$E = A + B + C + D$ 492,341,684,519円
当ファンドの期末残存 口数	F 932,626,062,318口
1万口当たりの収益分 配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 5,279.08円
1万口当たりの分配額	H 65.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 6,062,069,405円

（金融商品に関する注記）

第17特定期間 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	第18特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2．金融商品の時価等に関する事項 (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2．金融商品の時価等に関する事項 (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第17特定期間 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	第18特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第18特定期間 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第17特定期間末 (平成24年12月10日現在)	第18特定期間末 (平成25年 6月10日現在)
期首元本額 1,016,636,134,894円	期首元本額 845,959,844,631円
期中追加設定元本額 115,682,388,137円	期中追加設定元本額 299,031,186,754円
期中一部解約元本額 286,358,678,400円	期中一部解約元本額 212,364,969,067円

2 有価証券関係

第17特定期間末 (平成24年12月10日現在)	第18特定期間末 (平成25年 6月10日現在)																
<table> <tr> <th colspan="2">売買目的有価証券</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)</th></tr> <tr> <td>親投資信託受益証券</td><td>20,572,204,955</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>20,572,204,955</td></tr> </table>	売買目的有価証券		種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	親投資信託受益証券	20,572,204,955	合計	20,572,204,955	<table> <tr> <th colspan="2">売買目的有価証券</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)</th></tr> <tr> <td>親投資信託受益証券</td><td>52,435,507,461</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>52,435,507,461</td></tr> </table>	売買目的有価証券		種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	親投資信託受益証券	52,435,507,461	合計	52,435,507,461
売買目的有価証券																	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)																
親投資信託受益証券	20,572,204,955																
合計	20,572,204,955																
売買目的有価証券																	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)																
親投資信託受益証券	52,435,507,461																
合計	52,435,507,461																

3 デリバティブ取引関係

第17特定期間末 (平成24年12月10日現在)	第18特定期間末 (平成25年 6月10日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成25年 6月10日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	254,770,291,940	442,714,336,304	
親投資信託受益証券 合計		254,770,291,940	442,714,336,304	
合計			442,714,336,304	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ワールド・リート・オープン マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年 6月10日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	6,164,851,226
コール・ローン	5,297,821,997
投資証券	443,283,561,606
派生商品評価勘定	337,671
未収入金	78,189,973
未収配当金	370,183,863
未収利息	7,414
流動資産合計	455,194,953,750
資産合計	455,194,953,750
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	276,618
未払金	184,963,546
未払解約金	438,250,059
流動負債合計	623,490,223
負債合計	623,490,223
純資産の部	
元本等	
元本	261,595,956,141
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	192,975,507,386
元本等合計	454,571,463,527
純資産合計	454,571,463,527
負債純資産合計	455,194,953,750

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 3. 費用・収益の計上基準	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（金融商品に関する注記）

自 平成24年12月11日
至 平成25年 6月10日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

投資証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成25年 6月10日現在）

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	（平成25年 6月10日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建	94,933,172	—	95,259,886	326,714
	アメリカ・ドル	8,711,148	—	8,724,754	13,606
	イギリス・ポンド	86,222,024	—	86,535,132	313,108
	売建	103,568,544	—	103,834,205	265,661
	アメリカ・ドル	8,635,372	—	8,724,754	89,382
	中国元（オフショア）	8,711,148	—	8,700,191	10,957
	ユーロ	86,222,024	—	86,409,260	187,236
	合計	198,501,716	—	199,094,091	61,053

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

項目	(平成25年 6月10日現在)
1. 元本の増減	
期首元本額	259,624,526,177円
期中追加設定元本額	35,687,958,915円
期中一部解約元本額	33,716,528,951円
期末元本額	261,595,956,141円
2. 元本の内訳()	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	5,228,449,758円
グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）	28,767,350円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	254,770,291,940円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	1,568,447,093円
3. 期末における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.7377円
(1万口当たりの純資産額)	(17,377円)

() 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

平成25年 6月10日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692	0.00	0.00		
	小計	20,047,692		0.00 (0)		
		銘柄数	1			
		組入時価比率	0.0%	0.0%		
合計				0.00 (0)		

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

平成25年 6月10日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人	341	204,941,000	
		産業ファンド投資法人	226	202,270,000	
		G L P 投資法人	17,401	1,534,768,200	
		日本プロロジスリート投資法人	1,662	1,494,138,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	2,374	237,400,000	
		日本ビルファンド投資法人	526	540,728,000	
		日本リテールファンド投資法人	1,203	219,427,200	
		オリックス不動産投資法人	3,568	352,875,200	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	2,683	331,082,200	
		フロンティア不動産投資法人	203	176,001,000	
		大和ハウス・レジデンシャル投資法人	657	237,177,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	3,708	127,184,400	
	小計		34,552	5,657,992,200	
		銘柄数	12		
		組入時価比率	1.2%	1.3%	
	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	37,430	5,033,586.40	
		BRE PROPERTIES INC	935,780	45,712,853.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	610,270	41,309,176.30	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	1,309,941	30,115,543.59	
		COMMONWEALTH REIT PFD E	846,100	21,617,855.00	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	2,228,140	16,933,864.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC PFD E	291,800	7,694,766.00	
		DUKE REALTY CORP	5,949,025	96,195,734.25	

EQUITY RESIDENTIAL	3,672,040	208,167,947.60	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	132,100	14,187,540.00	
GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	619,490	15,289,013.20	
HCP INC	5,827,614	277,161,321.84	
HEALTH CARE REIT INC	883,450	60,330,800.50	
HEALTH CARE REIT PFD J	323,000	8,401,230.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,384,460	36,300,541.20	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,713,850	98,132,816.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	1,173,590	20,443,937.80	
HUDSON PACIFIC PROPERTIE PFD B	225,000	6,106,500.00	
KIMCO REALTY CORP	903,920	20,003,749.60	
LEXINGTON REALTY TRUST	2,787,667	34,093,167.41	
LIBERTY PROPERTY TRUST	3,020,815	118,959,694.70	
MACERICH CO/THE	3,106,590	194,938,522.50	
MACK-CALI REALTY CORP	1,693,755	43,783,566.75	
MFA FINANCIAL INC	10,922,500	96,445,675.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	749,130	49,300,245.30	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,081,156	35,159,193.12	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD B	275,500	7,350,340.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	3,278,249	60,286,999.11	
PLUM CREEK TIMBER CO	423,856	20,480,721.92	
PS BUSINESS PARK PFD S	600,000	15,438,000.00	
PUBLIC STORAGE	523,820	80,553,039.60	
PUBLIC STORAGE PFD Q	1,200,000	31,716,000.00	
PUBLIC STORAGE PFD R	1,358,500	35,375,340.00	
PUBLIC STORAGE PFD S	1,000,000	25,280,000.00	
REGENCY CENTERS CORP PFD 6	700,000	18,144,000.00	
SENIOR HOUSING PROP TRUST	3,193,835	84,636,627.50	
SIMON PROPERTY GROUP INC	1,875,649	313,721,051.74	
STAG INDUSTRIAL PFD A	160,000	4,456,000.00	
STARWOOD PROPERTY TRUST INC	4,188,550	107,017,452.50	
TAUBMAN CENTERS INC	163,070	13,151,595.50	
VENTAS INC	2,185,678	155,729,557.50	
VORNADO REALTY TRUST	1,796,759	146,417,890.91	
VORNADO REALTY TRUST PFD J	800,000	21,280,000.00	
WINTHROP REALTY TRUST PFD D	288,000	7,758,720.00	
小計	77,440,079	2,750,612,177.34 (268,789,821,969)	
銘柄数	44		
組入時価比率	59.1%	60.6%	

カナダ・ドル	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	749,620	20,277,221.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	334,100	7,991,672.00	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	615,900	14,134,905.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,921,620	185,637,848.40	
小計		8,621,240	228,041,646.40 (21,885,156,805)	
	銘柄数	4		
	組入時価比率	4.8%	5.0%	
オーストラリア・ドル	AUSTRALAND PROPERTY GROUP	9,699,048	33,364,725.12	
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GR	46,737,344	92,539,941.12	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	65,824,125	69,773,572.50	
	DEXUS PROPERTY GROUP	51,659,521	55,017,389.86	
	FEDERATION CENTRES	10,740,238	25,776,571.20	
	GPT GROUP	14,247,601	53,001,075.72	
	INVESTA OFFICE FUND	9,280,308	27,469,711.68	
	MIRVAC GROUP	44,721,164	73,119,103.14	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	15,674,942	25,628,530.17	
	STOCKLAND	16,370,590	59,097,829.90	
	WESTFIELD GROUP	7,863,261	88,854,849.30	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	36,773,277	109,952,098.23	
小計		329,591,419	713,595,397.94 (65,971,894,539)	
	銘柄数	12		
	組入時価比率	14.5%	14.9%	
イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	6,549,956	38,742,989.74	
	DERWENT LONDON PLC	370,730	8,511,960.80	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	1,067,902	5,691,917.66	
	HAMMERSON PLC	6,358,170	31,854,431.70	
	INTU PROPERTIES PLC	3,002,542	10,055,513.15	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,594,715	52,086,796.65	
	SEGRO PLC	6,429,902	17,849,407.95	
	SHAFTESBURY PLC	286,849	1,741,173.43	
小計		29,660,766	166,534,191.08 (25,323,189,095)	
	銘柄数	8		
	組入時価比率	5.6%	5.7%	
香港ドル	LINK REIT	8,202,000	317,417,400.00	
小計		8,202,000	317,417,400.00 (3,996,285,066)	
	銘柄数	1		
	組入時価比率	0.9%	0.9%	

シンガポール ・ドル	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL	1,194,000	1,993,980.00	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	4,829,000	11,106,700.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	12,669,000	19,510,260.00	
	CAPITAMALL TRUST	31,238,500	65,600,850.00	
	KEPPEL REIT	24,493,000	34,780,060.00	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	11,249,000	14,398,720.00	
	MAPLETREE GREATER CHINA COMM	51,065,000	51,575,650.00	
	SUNTEC REIT	23,852,000	40,786,920.00	
小計		160,589,500	239,753,140.00 (18,755,888,142)	
		銘柄数	8	
		組入時価比率	4.1%	4.2%
中国元（オフ ショア）	HUI XIAN REIT	67,848,988	278,859,340.68	
小計		67,848,988	278,859,340.68 (4,431,074,923)	
		銘柄数	1	
		組入時価比率	1.0%	1.0%
ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	896,984	7,893,459.20	
	BEFIMMO	37,140	1,819,117.20	
	COFINIMMO	48,565	4,174,647.40	
	CORIO NV	661,066	21,864,757.95	
	EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	436,921	12,904,461.73	
	FONCIERE DES REGIONS	113,236	7,122,544.40	
	GECINA SA	183,244	17,041,692.00	
	ICADE	189,294	12,735,700.32	
	KLEPIERRE	461,687	14,917,106.97	
	MERCIALYS	379,498	6,451,466.00	
	PRIME OFFICE REIT-AG	1,224,838	4,944,671.00	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	552,359	101,606,438.05	
	WERELDHAVE NV	129,302	6,863,350.16	
小計		5,314,134	220,339,412.38 (28,472,258,867)	
		銘柄数	13	
		組入時価比率	6.3%	6.4%
投資証券合計			443,283,561,606 (437,625,569,406)	
合計			443,283,561,606 (437,625,569,406)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年6月28日現在)

資産総額	440,291,779,371 円
負債総額	1,563,016,116 円
純資産総額（ - ）	438,728,763,255 円
発行済数量	938,897,284,858 口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	4,673 円

(参考)ワールド・リート・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成25年6月28日現在)

資産総額	448,162,685,535 円
負債総額	229,885,570 円
純資産総額（ - ）	447,932,799,965 円
発行済数量	262,996,243,903 口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	17,032 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

5 受益証券の再発行

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年 6 月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類					本数 (本)	純資産総額 (百万 円)
公 募	株 式 投 資 信 託	単位型			6	58,253
		追 加 型	122	2,814,498		
	公 社 債 投 資 信 託	単位型			0	0
		追加型			3	637,579
私 募	証券投資信託				8	38,418
合計					139	3,548,748

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第15期 （平成24年３月31日現在）		第16期 （平成25年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金			645,924		1,113,625
有価証券			19,788,098		22,629,840
前払費用			68,093		70,206
未収委託者報酬			1,711,607		2,035,613
未収収益			323,851		291,256
繰延税金資産			310,314		312,646
その他			103,911		52,373
流動資産計			22,951,799		26,505,562
固定資産					
有形固定資産			598,542		545,163
建物	1	256,595		225,325	
器具備品	1	155,252		133,837	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	694		-	
無形固定資産			1,357,447		1,187,321
ソフトウェア		1,357,131		1,187,066	
その他		316		255	
投資その他の資産			62,559,102		62,969,324
投資有価証券		61,686,303		62,225,684	
従業員貸付金		10,675		7,075	
長期差入保証金		513,691		479,806	
繰延税金資産		267,493		94,324	
その他		151,739		233,233	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			64,515,092		64,701,809
資産合計			87,466,891		91,207,372

		第15期 （平成24年3月31日現在）		第16期 （平成25年3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
リース債務			728		-
預り金			41,408		40,477
未払金			773,635		909,876
未払収益分配金		1,252		1,003	
未払償還金		66,827		64,231	
未払手数料		678,718		805,515	
その他未払金		26,836		39,126	
未払費用			527,731		667,583
未払法人税等			2,247,333		1,914,256
賞与引当金			365,763		421,019
役員賞与引当金			54,000		60,000
流動負債計			4,010,601		4,013,213
固定負債					
時効後支払損引当金			17,096		843
退職給付引当金			586,157		574,934
役員退職慰労引当金			258,300		177,090
固定負債計			861,554		752,868
負債合計			4,872,156		4,766,081
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			79,031,005		82,474,853
その他利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
繰越利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
自己株式			48,261		50,310
株主資本合計			82,332,743		85,774,543
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			261,991		666,747
評価・換算差額等合計			261,991		666,747
純資産合計			82,594,735		86,441,290
負債・純資産合計			87,466,891		91,207,372

（２）【損益計算書】

		第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			42,241,566		33,537,852
投資顧問料			758,202		681,182
営業収益計			42,999,769		34,219,035
営業費用					
支払手数料			17,339,069		13,214,038
広告宣伝費			421,174		314,806
公告費			1,040		3,580
調査費			4,260,668		3,704,187
調査費		688,508		662,474	
委託調査費		3,572,159		3,041,712	
委託計算費			389,943		393,719
営業雑経費			654,595		652,259
通信費		107,705		109,548	
印刷費		500,668		504,000	
協会費		36,089		30,411	
諸会費		3,849		3,881	
諸経費		6,283		4,418	
営業費用計			23,066,491		18,282,591
一般管理費					
給料			3,431,770		3,336,898
役員報酬		200,295		212,725	
給与・手当		2,878,932		2,823,001	
賞与		352,543		301,171	
賞与引当金繰入			365,763		421,019
役員賞与引当金繰入			54,000		60,000
福利厚生費			452,347		454,574
交際費			44,423		40,778
旅費交通費			187,899		184,540
租税公課			109,098		98,000

		第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			597,677		592,927
退職給付費用			234,629		234,100
役員退職慰労引当金 繰入			70,280		93,220
固定資産減価償却費			726,395		678,955
諸経費			1,376,509		1,581,071
一般管理費計			7,650,794		7,776,086
営業利益			12,282,483		8,160,357
営業外収益					
受取配当金			2,433		3,091
有価証券利息			535,366		476,953
受取利息			1,059		574
時効成立分配金・償 還金			934		7,728
その他			28,794		37,867
営業外収益計			568,587		526,215
営業外費用					
投資有価証券売却損	1		95,889		-
その他			23,280		12,430
営業外費用計			119,169		12,430
経常利益			12,731,901		8,674,143
特別利益					
投資有価証券売却益			11,814		-
特別利益計			11,814		-
特別損失					
投資有価証券売却損			5,519		-
投資有価証券評価減			8,986		18,250
固定資産除却損			19,828		9,200
特別損失計			34,334		27,450
税引前当期純利益			12,709,381		8,646,692
法人税、住民税 及び事業税			5,101,265		3,281,643
法人税等調整額			183,253		37,924
当期純利益			7,424,862		5,327,124

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
利益剰余金合計		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
自己株式		
当期首残高	45,329	48,261
当期変動額		
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	2,932	2,049
当期末残高	48,261	50,310

（単位：千円）

	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
株主資本合計		
当期首残高	104,914,433	82,332,743
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	22,581,689	3,441,799
当期末残高	82,332,743	85,774,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
評価・換算差額等合計		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
純資産合計		
当期首残高	105,140,782	82,594,735
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	22,546,047	3,846,555
当期末残高	82,594,735	86,441,290

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益計算書等に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

（1）概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

（2）適用予定日

平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定

（3）当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

（貸借対照表関係）

第15期 （平成24年３月31日現在）	第16期 （平成25年３月31日現在）										
１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>524,237千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>541,609千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>3,471千円</td></tr> </table>	建物	524,237千円	器具備品	541,609千円	リース資産	3,471千円	１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>535,307千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>542,022千円</td></tr> </table>	建物	535,307千円	器具備品	542,022千円
建物	524,237千円										
器具備品	541,609千円										
リース資産	3,471千円										
建物	535,307千円										
器具備品	542,022千円										

（損益計算書関係）

第15期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	第16期 自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日
１．当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。	-----

（株主資本等変動計算書関係）

．第15期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	9	0	-	10

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通 株式	30,003百万円	2,310,000円	平成23年3月31日	平成23年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,883百万円	145,000円	平成24年3月31日	平成24年6月28日

．第16期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	0	-	10

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．配当に関する事項

（１）配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年６月27日 定時株主総会	普通株式	1,883百万円	145,000円	平成24年３月31日	平成24年６月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年６月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年６月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	5,324百万円	410,000円	平成25年３月31日	平成25年６月26日

（リース取引関係）

第15期 （平成24年３月31日現在）	第16期 （平成25年３月31日現在）
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 546,428千円 1年超 933,561千円 合計 1,479,989千円	借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 569,185千円 1年超 472,256千円 合計 1,041,441千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第15期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	645,924	645,924	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,103,544	7,111,072	7,527
その他の有価証券	74,240,027	74,240,027	-
（３）未収委託者報酬	1,711,607	1,711,607	-
資産計	83,701,103	83,708,631	7,527
（１）未払手数料	678,718	678,718	-
（２）未払法人税等	2,247,333	2,247,333	-
負債計	2,926,052	2,926,052	-

第16期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	1,113,625	1,113,625	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他の有価証券	84,724,694	84,724,694	-
（３）未収委託者報酬	2,035,613	2,035,613	-
資産計	87,873,934	87,873,934	-
（１）未払手数料	805,515	805,515	-
（２）未払法人税等	1,914,256	1,914,256	-
負債計	2,719,772	2,719,772	-

（注１）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

（１）預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第15期 （平成24年３月31日現在）	第16期 （平成25年３月31日現在）
非上場株式（*1）	130,830	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

（注３）

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第15期（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内
預金	645,924	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
（１）国債	-	-	-
（２）社債	3,200,000	-	-
（３）その他	3,900,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの（債券）			
（１）国債	1,500,000	27,700,000	10,200,000
（２）社債	8,909,200	8,100,000	-
（３）その他	2,202,000	6,850,000	-
未収委託者報酬	1,711,607	-	-
合計	22,068,731	42,650,000	10,200,000

第16期（平成25年３月31日現在）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内
預金	1,113,625	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの（債券）			
（１）国債	16,000,000	25,500,000	-
（２）社債	5,700,000	2,400,000	2,200,000
（３）その他	800,000	16,650,000	6,700,000
未収委託者報酬	2,035,613	-	-
合計	25,649,239	44,550,000	8,900,000

（有価証券関係）

．第15期（平成24年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	1,802,119	1,807,716	5,596
	その他	3,901,258	3,915,472	14,213
	小計	5,703,378	5,723,188	19,809
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,400,165	1,387,884	12,281
	その他	-	-	-
	小計	1,400,165	1,387,884	12,281
合計		7,103,544	7,111,072	7,527

2．其他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	45,973	20,927	25,045
	(2) 債券			
	国債	32,119,229	32,032,316	86,912
	社債	15,707,088	15,621,406	85,682
	その他	9,281,508	9,216,014	65,494
	(3) その他	3,231,406	2,988,482	242,924
	小計	60,385,207	59,879,147	506,060
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	9,614	9,614	-
	(2) 債券			
	国債	7,742,191	7,743,808	1,617
	社債	1,482,321	1,509,884	27,563
	その他	-	-	-
	(3) その他	4,620,694	4,767,842	147,148
	小計	13,854,820	14,031,149	176,329
合計		74,240,027	73,910,296	329,730

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。其他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券			
国債	17,147,914	11,814	5,519
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	2,629,438	13	95,889
合計	19,777,352	11,827	101,408

．第16期（平成25年３月31日）

１．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	（１）株式	106,426	30,541	75,884
	（２）債券			
	国債	41,841,292	41,728,505	112,786
	社債	7,668,879	7,642,169	26,709
	その他	17,917,006	17,861,809	55,196
	（３）その他	6,254,812	5,588,927	665,884
	小計	73,788,415	72,851,953	936,461
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	（１）株式	-	-	-
	（２）債券			
	国債	-	-	-
	社債	2,789,789	2,790,586	797
	その他	6,418,718	6,425,967	7,249
	（３）その他	1,727,772	1,788,790	61,018
	小計	10,936,279	11,005,343	69,064
合計		84,724,694	83,857,296	867,397

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて18,250千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
（３）その他	304,550	2,615	-
合計	304,550	2,615	-

（デリバティブ取引関係）

第15期 （平成24年３月31日現在）	第16期 （平成25年３月31日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第15期 （平成24年３月31日現在）	第16期 （平成25年３月31日現在）
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	261,929千円	268,434千円
ゴルフ会員権評価減	59,835	50,925
賞与引当金	139,026	160,029
退職給付引当金	187,822	154,392
役員退職慰労引当金	92,058	63,114
時効後支払損引当金	6,093	300
事業税及び事業所税	160,347	138,818
減損損失	306,912	305,697
その他	85,655	116,724
繰延税金資産小計	1,299,681	1,258,438
評価性引当額	653,911	650,291
繰延税金資産合計	645,769	608,146
繰延税金負債		
未収配当金	223	525
その他有価証券評価差額金	67,739	200,650
繰延税金負債合計	67,962	201,175
差引：繰延税金資産の純額	577,807	406,971

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第15期 (平成24年3月31日現在)	第16期 (平成25年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	2,112,696千円	2,493,252千円
(2) 年金資産	1,396,989	1,738,225
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	715,706	755,026
(4) 未認識数理計算上の差異	188,709	321,826
(5) 貸借対照表純額(3)+(4)	526,997	433,200
(6) 前払年金費用	59,159	141,733
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	586,157	574,934

３．退職給付費用に関する事項

	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) 勤務費用	163,634千円	161,881千円
(2) 利息費用	35,426	38,028
(3) 期待運用収益	20,760	25,145
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	22,825	25,203
(5) その他（注）	33,503	34,132
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	234,629	234,100

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率	1.8%	0.69%
(3) 期待運用収益率	1.8%	1.8%
(4) 数理計算上の差異の 処理年数	10年(各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、発生した 事業年度の翌期から費用処理する こととしております。)	同左

（セグメント情報等）

第15期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第16期

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

．第15期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,217,788千円	未払手数料	162,450千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

．第16期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	2,483,692千円	未払手数料	236,330千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

90/98

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年 3 月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >（平成25年 3 月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	資本金の額（注 1） 平成24年12月末現在	事業の内容
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	（注 2）453,298,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	10,000,000米ドル	
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー	50万シンガポール・ドル	

（注 1）発行済み普通株式と払込資本の合計額。

（注 2）モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの資本金の額は平成23年12月末現在です。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年 3 月末現在	事業の内容
あかつき証券株式会社	2,065	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	500	
臼木証券株式会社	255	
宇都宮証券株式会社	301	
エース証券株式会社	8,831	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社 S B I 証券	47,937	
岡三オンライン証券株式会社	8,000	
岡地証券株式会社	1,500	
おきなわ証券株式会社	628	

かざか証券株式会社	1,000	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
木村証券株式会社	500	
光世証券株式会社	12,000	
坂本北陸証券株式会社	450	
篠山証券株式会社	100	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	
島大証券株式会社	161	
株式会社 証券ジャパン	3,000	
上光証券株式会社	500	
荘内証券株式会社	100	
常陽証券株式会社	3,000	
新大垣証券株式会社	175	
スターツ証券株式会社	500	
大万証券株式会社	300	
高木証券株式会社	11,069	
立花証券株式会社	6,695	
東海東京証券株式会社	6,000	
東武証券株式会社	420	
内藤証券株式会社	3,002	
奈良証券株式会社	117	
ニュース証券株式会社	877	
ばんせい証券株式会社	1,558	
PWM日本証券株式会社	3,000	
百五証券株式会社	3,000	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
廣田証券株式会社	600	
フィデリティ証券株式会社	5,957	
フィリップ証券株式会社	950	
松阪証券株式会社	100	
マネックス証券株式会社	7,425	
丸八証券株式会社	3,676	
丸福証券株式会社 *	852	
三田証券株式会社	500	
三津井証券株式会社	558	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
むさし証券株式会社	5,000	
明和証券株式会社	511	
八幡証券株式会社	1,260	
山和証券株式会社	585	
豊証券株式会社	2,540	
楽天証券株式会社	7,495	
リーディング証券株式会社	1,768	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100	
株式会社滋賀銀行	33,076	

株式会社荘内銀行	7,000	
スルガ銀行株式会社	30,043	
株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社東京都民銀行	48,120	
株式会社南都銀行	29,249	
株式会社百五銀行	20,000	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	
株式会社西京銀行	12,690	
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	
株式会社大光銀行	10,000	
株式会社第三銀行	37,461	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社トマト銀行	14,310	
株式会社長野銀行	13,000	
株式会社東日本銀行	38,300	
株式会社福岡中央銀行	2,500	
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社豊和銀行	12,495	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
株式会社イオン銀行	51,250	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
岡崎信用金庫	(*) 3,322	信用金庫法に基づき金融業を営んでいます。

* 丸福証券株式会社は受益権の募集の取扱いはいしません。

(*) 岡崎信用金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 投資顧問会社

ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

* 丸福証券株式会社は受益権の募集の取扱いは行いません。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

投資顧問会社

該当事項はありません。

販売会社

株式会社三菱東京UFJ銀行は、委託会社の株式899株（6.91%）を保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成24年12月20日	臨時報告書
平成25年 1 月 4 日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 3 月 8 日	有価証券届出書の訂正届出書
	有価証券報告書
平成25年 3 月28日	臨時報告書
平成25年 3 月29日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 4 月11日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 4 月26日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 5 月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 6 月10日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年8月1日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（毎月決算型）の平成24年12月11日から平成25年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（毎月決算型）の平成25年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。